

太子町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 3 月

太子町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・2
2. 目標・・・・・・・・・・3
3. 計画の期間・・・・・・・・・・3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・4
5. 関連する取組み、今後のフォローアップについて・・・・6

【本計画における用語や表記の定義】

職員

教育職員	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法で定める教育職員 【太子町立学校における教育職員】 ① 管理職（校長・教頭） ② 首席・指導教諭 ③ 教諭 ④ 指導養護教諭・養護教諭 ＊いずれの職も教育職給料表が適用される臨時的任用職員・任期付採用職員を含む。
------	--

在校等時間

基本とする時間 （在校時間）	☐ 在校している時間
加える時間	☐ 校外において職務として行う研修や児童生徒の引率等の職務に従事している時間
除く時間	☐ 勤務時間外における自己研鑽及び業務外の時間（自己申告による） ☐ 休憩時間

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、教育職員の業務量および勤務実態を適切に把握し、長時間勤務の是正と心身の健康保持増進を図ることを目的として策定するものである。教育職員の服務を監督する教育委員会及び校長等の学校の管理職が組織として業務を管理する体制を明確にし、業務の効率化・適正化を進めることにより、教育職員が子どもと向き合う時間を確保し、働きやすさと働きがいとを両立し、教育の質の向上により、子どもたちへのより良い教育の実現を目指すことを趣旨とする。

(2) 本町の現状

□本町では令和5年11月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「太子町立学校における教育職員の在校等時間の上限等に関する規則」（以下「規則」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

□こうした取り組みの結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりである。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況（教育職員の平均）】

	年平均	月平均 45 時間を 上回る割合	月 80 時間を上回ったこ とがある教育職員の割合
小学校	月 22 時間	3.8 %	0 %
中学校	月 38 時間	44.8 %	41.3 %

□時間外在校等時間が中学校で、年平均月 38 時間、45 時間を超える割合が 44.8 %、月80時間を上回ったことがある教育職員の割合が 41.3%と高くなっている。

学校が本来の教育機能を超えて、社会が抱える多様な受け皿となり、教育以外の役割まで担うようになっていることなど業務の負担感が大きくなっている。「教育環境の整備」を図ることによって、教育職員の働きやすさの向上につながり、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出し、子どもが安心して学べる環境を整備することが必要である。

□こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目 標

◆ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にする。
- 1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の平均時間を 30 時間程度にする。
- 1 年間時間外在校等時間を 360 時間以下にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標（[]は令和 6 年度実績）

- 年間の年次有給休暇の平均取得率70%以上（14 日以上）を維持する。[15 日 1 時間]
- 教育職員検診におけるストレスチェックを実施し、高ストレス者の割合を15%以下とする。
*（令和 9 年度より）
- ストレスチェックにおける、仕事への満足度（働きがい）の割合を50%以上とする。

3. 計画の期間

- 令和 8 年度～令和 11 年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

◆本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む

(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

□登下校時の通学路における日常的な見守り活動等(「3分類」①関係)

・町の広報、学校だよりなどを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

□放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応(「3分類」②関係)

・放課後から夜間における校外の見回りについては、地域青色防犯パトロール隊等が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。

・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

□保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応(「3分類」⑤関係)

・学校・家庭・教育委員会・専門職が一体となって、苦情等に対応する相談窓口を設置するとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、学校と保護者の「感情的な対立」から「建設的な対話」へと導く流れを明確化する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

□部活動(「3分類」⑬関係)

・教育委員会と学校が連携し、部活動の地域展開の在り方を検討する。

・平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

・休日の部活動については、原則として「週1日・1回3時間以内」とし、大会等の特別な事情により活動時間の延長が必要な場合は、生徒の健康管理に十分配慮して休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動するとともに、その後に休養日を設けるなど、学校生活に支障のないように配慮する。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

□授業準備、学習評価や成績処理（「3 分類」⑮⑯関係）

- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

□支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3 分類」⑲関係）

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの支援が必要な児童生徒・家庭への継続的かつ迅速な対応を可能とする、校内支援体制の充実を図る。
- ・学校と家庭が互いに尊重しあいながら、子どもの成長を支えるための「共通ルール（コミュニケーションのあり方）」を整備し、太子町版「こどもをまんやかにした安心できるコミュニケーション」に向けて（ココミ・ガイドブック）」を策定し、リーフレットやポスターなどにより学校・保護者・地域へ広く共有していく。

（2）学校における措置の推進

- ◆学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

□各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

□児童生徒の資質・能力をはぐくむ上で、限られた時間の中でどの教育活動を優先するかを見定め、それを踏まえた適正な業務量の設定と校務分掌を決定するなど、組織マネジメントの実施により、教育職員一人ひとりが働きやすい職場環境を構築することが必要である。その際、慣例や伝統的な考え方にとらわれることなく、取組みの廃止や合理化も含めた業務の精選を行い、優先順位を定めながら日課表の工夫を行う。

□勤務時間外の電話の音声自動対応機能を令和8年度中に全校に設置する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組み

◆教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守すると

ともに以下の内容に取り組む。

- Ⅰ 箇月時間外在校等時間が 80 時間を越えた教育職員には、学校長による面接指導を実施し、学校長は、業務量や校務分掌等の状況について事後的に検証を行い、当該教職員の勤務状況を速やかに改善させるための方策を作成したものを教育委員会へ提出し、支援その他の必要な取組みを実施する。
- Ⅱ 時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ストレスチェックの実施率を 100%にし、高ストレスと判断された教育職員から申出があった場合、医師による面接指導を行なう。(令和 9 年度より)
- 心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- 年次有給休暇についてまとめた日数を連続して取得できるよう、夏季休業の期間中に 6 日間(8 月 10 日～15 日)の一斉閉校期間の設定を行う。
- 学校における定時退校日を週 1 回以上設定するよう推進する。
- 教育職員の心身の健康を確保するため、労働基準法第 34 条に基づき、勤務時間中における休憩時間が適切に確保されるよう努める。

5. 関連する取組み、今後のフォローアップについて

- 取組みの着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、町の HP で公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本町で導入予定(令和 9 年度より)のストレスチェックの結果及び教育職員アンケートの結果から把握する。

- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞取り・指導を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りなどが課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 各学校における働き方改革の取り組みが進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取り組みを実施する。
- 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治体等に対して、本町における「業務の３分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるように取り組む。